

市民税・県民税 特別徴収の事務手引き

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市役所 税務課 市民税係

電話 (0896) 28-6009 (直通)

FAX (0896) 28-6058

URL <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>



特別徴収対象者が異動（退職・転職・休職など）した場合は、すみやかに異動届出書を提出してください。

市県民税 特別徴収義務者 様

四国中央市長

市県民税の特別徴収について

市県民税の特別徴収につきましては、毎年格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
地方税法第321条の4第1項・第328条の5第1項、四国中央市税条例第45条・第53条の6の規定により、貴事業所が市県民税の特別徴収義務者として指定されましたので、市県民税特別徴収税額を別紙のとおり通知いたします。
つきましては、関係書類を送付いたしますので、本手引きをご確認のうえ、適切にお取扱いただきますようよろしくお願い申し上げます。

目 次

1. 特別徴収のしくみ	(1)
2. 特別徴収事務要領	(2) ～ (4)
3. 納入金額変更時の納入書等の記入例	(5)
4. 退職所得にかかる市県民税を納入するとき	(6)
5. 異動届出書の記入に関する注意点	(7)
6. 切替申請書の記入に関する注意点	(8)

※最終ページに異動届出書、切替申請書、所在地・名称等変更届出書がありますので、切り離してご利用ください。

1. 特別徴収のしくみ

① 給与支払報告書の提出 事業主 → 市役所

事業主は、1月1日時点で従業員が居住している市区町村に、給与支払報告書を提出します。（提出期限 1 月末日）

② 特別徴収税額の通知 市役所 → 事業主（特別徴収義務者）

市は、提出された給与支払報告書等を基に従業員ごとの特別徴収税額を計算し、5 月末日までに税額通知書等を事業主に送付します。

1. 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）
2. 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）
3. その他納入書など

③ 特別徴収税額の通知 事業主（特別徴収義務者）→ 従業員（納税義務者）

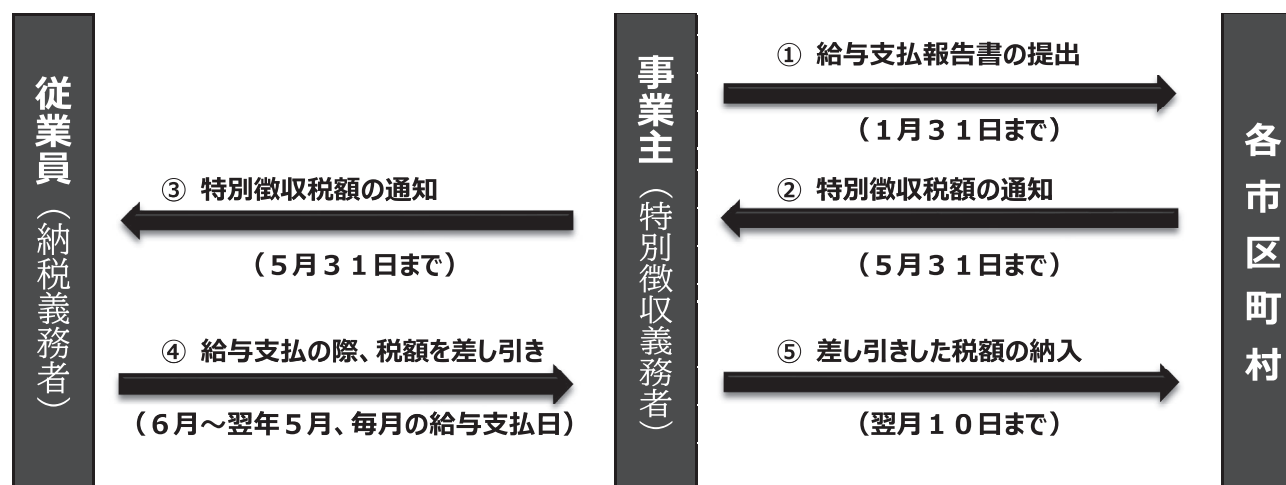
市から事業主あてに送付された「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を、個々の従業員に交付してください。

④ 給与支払の際、税額を差し引き 従業員（納税義務者）→ 事業主（特別徴収義務者）

事業主は、市から送付のあった「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個々の従業員の月割額に基づいて、毎月の給与支払の際に従業員の給与から差し引いてください。（個人住民税の特別徴収の徴収期間は、6 月～翌年 5 月まで）

⑤ 差し引きした税額の納入 事業主（特別徴収義務者）→ 市役所

給与から差し引きした個人住民税を翌月の 10 日までに金融機関等にて納入してください。



2. 特別徴収事務要領

1. 市県民税の特別徴収（給与差し引き）とは

給与支払者が、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から市県民税をあらかじめ徴収し、**6月から翌年5月まで12回に月割りした額を、納税義務者である従業員に代わって市に納入**していただく制度です。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払を行っている人のうち、地方税法の規定によって所得税の源泉徴収義務者を市県民税の特別徴収義務者として指定した法人または個人をいいます。

3. 月割額の徴収方法と納期限

別添の「特別徴収税額の通知書（**特別徴収義務者用**）」に毎月徴収すべき税額を記載していますので、6月から翌年5月までそれぞれ給与の支払をする際に徴収し、徴収した月の翌月10日までに別添「納入書」等により取扱金融機関等へ納入してください。

なお、退職所得にかかる徴収金があるときは合わせて納入してください。
※eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、電子データでの税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）を希望されている場合は、eLTAXを通じて通知します。

eLTAXとは…

地方税における申告等の手続きをインターネット上で行うシステムのことです。特別徴収税額の納付や従業員の異動に伴う届出などをオフィスのパソコンより手続きすることが可能です。

4. 納入場所

下記の取扱金融機関等にて納入をお願いします。

- ・四国中央市役所 ・各窓口センター ・支所 ・各出張所
- ・伊予銀行 ・愛媛銀行 ・香川銀行 ・四国銀行 ・中国銀行
- ・百十四銀行 ・広島銀行
- ・愛媛信用金庫 ・川之江信用金庫 ・観音寺信用金庫 ・東予信用金庫
- ・四国労働金庫 ・うま農業協同組合
- ・四国内の郵便局及びゆうちょ銀行

※口座振替等による納入はできませんが、eLTAXによる電子納付は可能です。

5. 納税義務者用の通知書

別添の「特別徴収税額の通知書（**納税義務者用**）」を各従業員様にお渡しください。

※圧着しておりますので、未開封のままお渡しください。

6. 徴収税額の変更があった場合

納税義務者の税額が変更になった場合は「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、**変更後の税額で徴収**してください。

納入については、「納入金額変更時の納入書の記入例」を参考に、**事業所様で納入書を訂正して納めてください**。

また、「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」が同封されている場合は従業員様にお渡しください。

※納入書の再発行をご希望の場合はご連絡ください。

7. 納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合

- (1) 納税義務者が年の途中で退職・転勤等をして、徴収できなくなった場合は、**すみやかに市税務課へ「給与所得者異動届出書（給与支払報告書・特別徴収に係る）」**（以下、異動届という）を**必ず提出**してください。
- (2) 6月1日から12月31日までに異動届の提出があった場合、普通徴収（6月・8月・10月・翌年1月の年4回納期）になり、特別徴収で未徴収となった税額を納税義務者本人に納めていただくことになります。納期は異動届の提出があった日を基準として、残りの納期で分割して納めていただくようになります。なお、納税義務者から一括徴収の申し出があった場合は一括徴収し、納入してください。
- (3) 翌年**1月1日以降の異動**については、必ず残りの税額を**一括徴収**して納入してください。
- (4) 年度途中で新たに採用された人について特別徴収を開始されるときは、「市県民税 特別徴収への切替申請書」（以下、切替申請書という）を提出してください。

※特別徴収すべき月割税額を先に確認したい場合はご連絡ください。

8. 特別徴収義務者の所在地や名称等が変更になった場合

特別徴収義務者の所在地や名称等が変更になった場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。また、**個人事業主から法人へ変更になった場合も**同様の届出書を提出してください。

9. 納期限までに納入しなかった場合

納期限までに徴収金が納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に地方税法で定められた一定割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金に加算されます。

また、**督促状が出された場合には100円の督促手数料**がつき、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

なお、何らかの事情があって納入額に過不足が生じている等の場合はすみやかにご連絡ください。

10. 退職所得にかかる市県民税の特別徴収について

退職手当等の支払者は、通常の特別徴収と区分して退職所得にかかる市県民税を特別徴収していただくことになっています。退職した人が退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有する市区町村に、特別徴収した月の翌月10日までに「納入申告書」等にて納入してください。

11. 納期の特例制度

特別徴収税額は、原則として年 12 回の納期に分けて納めなければなりません。給与の支払いを受ける者の人数が、**常時 10 人未満**である特別徴収義務者は、「市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出して承認を受けることにより、**納期を年 2 回にまとめて納めることができる**特例があります。

※「常時 10 人未満」とは給与の支払いを受ける者の総人数であり、四国中央市在住以外で支払いを受ける者も含まれます。ただし、多忙な時期等に臨時に雇い入れた者があのような場合には、常時の雇用ではないため人数に含みません。

《納期限》

- ・ 6 月分から 1 1 月分 …… 1 2 月 1 0 日納期限
- ・ 1 2 月分から翌年 5 月分 …… 6 月 1 0 日納期限

※納期限が土日・祝日の場合は、次の平日が納期限となります。

《年度途中で納期の特例が適用された場合の納期限》

(例) 9 月に申請をし、承認を受けた場合

⇒ 8 月分までは通常の納期限で、9 月分から特例が適用されます。

- ・ 6 ～ 8 月分 : それぞれ翌月 1 0 日納期限
- ・ 9 ～ 1 1 月分 : 1 2 月 1 0 日納期限
- ・ 1 2 ～ 5 月分 : 6 月 1 0 日納期限

《留意事項》

納期の特例にかかる申請をされても、次のような場合には承認されないことがあります。

- ・ 滞納があるときや、納入遅延がある
- ・ 申請書の提出日以前 1 年以内に納期の特例についての承認の取消通知を受けている

また、納期の特例承認後、給与の支払いを受ける者の人数が常時 10 人以上となった場合は、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例要件欠格届出書」を提出してください。

※納期の特例承認後も、退職等の異動が生じた場合には異動届出書を提出する必要があります。

12. 用紙が足りない場合

異動届や切替申請書等が複数必要な場合は、コピーして使用していただくか、四国中央市ホームページよりダウンロードして使用してください。

- ・ 四国中央市 HP : <http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>
(HP トップ画面 → 「暮らし・手続き」 → 「税金 (個人)」
→ 「各種様式ダウンロードサービス」)



13. 法的根拠

- ・ 地方税法第 321 条の 3 (給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)
- ・ 地方税法第 321 条の 4 (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)
- ・ 地方税法第 321 条の 5 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)
- ・ 地方税法第 321 条の 5 の 2 (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)
- ・ 地方税法第 321 条の 6 (給与所得に係る特別徴収税額の変更)
- ・ 地方税法施行規則第 9 条の 5 (特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務)

3. 納入金額変更時の納入書等の記入例

※納入書の再発行を希望される場合はご連絡ください。

- ・金額を変更する場合は、**領収証書・納入書・納入済通知書**のそれぞれを同様に訂正してください。
- ・金額欄に**¥**記号は記入しないでください。

納入金額に変更がある場合

愛媛県 四国中央市 個人市民税 個人県民税		領収証書 (公)	
市コード	口座番号	加入者名	
3 8 2 1 3 2	01650 - 5 - 960546	四国中央市会計管理者	
00 年 00 月 分		指定番号	納入金額 (1)
			58,300 円
納入すべき金額が右の納入金額 (1) の欄の金額と異なるときは、納入金額 (1) の欄を横線で抹消し、納入金額 (2) の欄に記入してください。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	入		5 5 9 0 0
	金	退 職 所得分	
	額	延滞金	
納期限	00年00月00日	(2) 督促手数料	
		合計額	5 5 9 0 0
(特別徴収義務者)			領収日付印
住所 〒 799-0000 又は 四国中央市三島宮川●一〇〇 氏名 又は 株式会社 ◆◆◆ 名称			様
上記のとおり領収いたしました。			(納入者保管)

- **納入金額に変更がある**場合は、既に印字されている金額を二重線で見え消しし、「給与分」「合計額」の欄に**変更後の金額**を記入してください。

督促手数料が加算される場合

愛媛県 四国中央市 個人市民税 個人県民税		領収証書 (公)	
市コード	口座番号	加入者名	
3 8 2 1 3 2	01650 - 5 - 960546	四国中央市会計管理者	
00 年 00 月 分		指定番号	納入金額 (1)
			58,300 円
納入すべき金額が右の納入金額 (1) の欄の金額と異なるときは、納入金額 (1) の欄を横線で抹消し、納入金額 (2) の欄に記入してください。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	入		5 8 3 0 0
	金	退 職 所得分	
	額	延滞金	
納期限	00年00月00日	(2) 督促手数料	
		合計額	5 8 3 0 0
(特別徴収義務者)			領収日付印
住所 〒 799-0000 又は 四国中央市三島宮川●一〇〇 氏名 又は 株式会社 ◆◆◆ 名称			様
上記のとおり領収いたしました。			(納入者保管)

- **督促手数料が加算される**場合は、既に印字されている金額を二重線で見え消しし、「給与分」「督促手数料」「合計額」の欄にそれぞれの金額を記入してください。

4. 退職所得にかかる市県民税を納入するとき

※納入書の再発行を希望される場合はご連絡ください。

退職金等から算定される市県民税（住民税）については、退職金の支払時に特別徴収してください。（所得税と同様）

<表面>

愛媛県 四国中央市		個人市民税 個人県民税	領 収 証 書		(公)
市 コー ド		口 座 番 号		加 入 者 名	
3 8 2 1 3 2		01650 - 5 - 960546		四国中央市会計管理者	
00 年 00 月 分		指 定 番 号		納入金額 (1)	
		1234567		58,300 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額	給与分 〔一括徴収分を含む〕	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
			退 職 所 得 分		9 1 2 0 0
			延滞金		7 0 0 0 0
			督 促 手 数 料		
納期限	00年00月00日	(2)	合 計 額	1 6 1 2 0 0	
(特別徴収義務者)			領 収 日 付 印		
住 所 〒 799-0000 又は 四国中央市三島宮川●-〇〇			様		
氏 名 又は 株式会社◆◆◆			上記のとおり領収いたしました。		
			(納入者保管)		

<裏面>

市 民 税 県 民 税		納 入 申 告 書	
四 国 中 央 市 長 様			
00 年 00 月 00 日 提 出			
		00 年 00 月 分	人 員 1 人
退 職 手 当 等 支 払 総 額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	5 4 0 0 0 0 0
特 別 徴 収 税 額	市 民 税		4 2 0 0 0
	県 民 税		2 8 0 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)			(受付印)
住所又は 所在地 〒 799-0000 四国中央市三島宮川●-〇〇			
氏名又は 名 称 株式会社◆◆◆			
法人番号 又は個人番号 1234567890123			
			(市 保 管)

- 退職所得（退職金）にかかる市県民税を納入する場合は、既に印字されている金額を二重線で見え消しし、「給与分」「退職所得分」「合計額」の欄にそれぞれの金額を記入してください。

○ 退職等により給与分の未徴収税額を一括徴収した場合は、給与分も含めて記入してください。

○ 裏面の「納入申告書」へも記入してください。
- 支払者が法人の場合は「法人番号」を記入してください。

○ 個人事業主の場合は同じ内容の納入書を2部お願いします。そのうち1部は「個人番号」を記入せず金融機関へ提出し、もう1部は「個人番号」を記入し市役所へ直接提出してください。

5. 異動届出書の記入に関する注意点

給与の支払いを受けなくなったときは、すみやかに異動届出書を提出してください。

※異動届出書の提出がないと、再就職の際、新しい事業所様で特別徴収を開始できませんのでご協力をお願いします。

※税額が0円となっている方でも、年度途中で税額が変更になる場合がありますので提出が必要です。

給与所得者異動届出書

〔給与支払報告書
特別徴収に係る〕

※市記入欄

年度

処理日

SC

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合は、すみやかに必ず提出してください。

(宛先) 四国中央市長		氏名 (名称)		個人番号又は法人番号										
年 月 日 提出		所在地		特別徴収義務者指定番号										
				連絡先の氏名及び電話番号	氏名 課 係									
					電話番号									
給与所得者（異動者）				(ア) 特別徴収税額 (イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以後退職時までの給与支払額					
個人番号 (マイナンバー)				円	円	年 月 日	☐ 退職 ☐ 転勤 ☐ 休職 ☐ 死亡 ☐ その他	☐ 特別徴収継続……………A欄へ ☐ 一括徴収……………B欄へ ☐ 普通徴収……………C欄へ (本人が通知する)	円					
フリガナ		生年月日	年 月 日	円	円	年 月 日			円					
氏名				円	円	年 月 日			円					
現住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所			円	円	年 月 日			円					

未徴収税額(ウ)の徴収方法について、該当するA・B・Cいずれかを必ず記入してください。

A 新しい勤務先 (転勤先等)

所在地

フリガナ

名称

担当者

電話

月割額 円を 月分 (月 日納期) から徴収するよう連絡済です。

特記事項

B 一括徴収

未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。

※異動日が1月1日から4月30日までの場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

次のいずれの□欄に✓を記入

☐ 異動日が6月1日から12月31日までの間で、異動者からの申出があったため。

☐ 異動日が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。

一括徴収した税額 円は 月分 (月 日納期) で納入します。

C 普通徴収

未徴収税額(ウ)を本人が支払います。(市役所から本人に通知)

次のいずれかの□欄に✓を記入

☐ 異動日が6月1日から12月31日までの間で、異動者から一括徴収の申出がないため。

☐ 異動日が1月1日以後で、未徴収税額(ウ)を超える給与または退職手当等の支払がないため。

通信欄

- 1

事業所様の氏名（名称）、所在地、法人番号（個人番号）、指定番号、本届出書を作成した方の連絡先を記入します。
- 2

異動（退職等）される方の個人番号、氏名、生年月日、住所を記入します。
- 3

(ア) 1年分の特別徴収税額を記入します。（納税通知書で確認）
※年度途中で税額変更のあった方については、変更後の特別徴収税額を記入します。
(イ) 徴収した期間と徴収額を記入します。
(ウ) (ア) - (イ)の額を記入します。
- 4

異動した日（予定日でも可）を記入し、該当する異動事由にチェック✓します。
- 5

該当する未徴収税額の徴収方法にチェック✓します。

【特別徴収継続】
新しい勤務先で特別徴収を継続するとき → ⑥へ

【一括徴収】
未徴収税額を一括徴収する場合 → ⑦へ

【普通徴収】
未徴収税額を異動者本人が自分で納付する場合
- 6

【A 新しい勤務先】
新しい勤務先に「月割額」と「徴収開始月」をご連絡のうえ、新しい勤務先の名称等の必要事項を記入します。
連絡していないときは、「一括徴収」もしくは「普通徴収」にしてください。
- 7

【B 一括徴収】
未徴収税額(ウ)を最後の給与等で差引する場合に記入します。
1月1日～4月30日までに異動があった場合は一括徴収してください。

6. 切替申請書の記入に関する注意点

新たに従業員様を雇用し、市県民税を特別徴収に切り替える際にご提出ください。

※以前に勤務されていた事業所様より異動届出書の提出がない、課税されていない、等の理由により特別徴収に切替できない場合があります。

市県民税 特別徴収への切替申請書				※市記入欄	年度	処理日	SC										
(宛先) 四国中央市長 年 月 日 提出				1 氏名 (名称) 氏名 所在地	個人番号又は法人番号 特別徴収義務者指定番号	氏名 電話番号	課 係										
(給与納税義務者)	受給者番号	2 個人番号 (マイナンバー)		3 上記の者について、普通徴収分の 期まで納付済。 特別徴収分の 月分 (____ 月 ____ 日 納期) から徴収し、納付します。													
	フリガナ	生年月日	昭和・平成					年 月 日									
	氏 名																
	現住所	☐ 四国中央市 ☐ 同上															
1月1日時点での住所																	
4 通信欄																	
申請にあたっての注意事項																	
(1) 本書到着時点で納期限を過ぎている普通徴収税額分につきましては、特別徴収への切替はできません。必ずご本人様で納付してください。※右記参照 また、口座振替のご登録がある場合、納期限前でも切替ができない場合がございます。ご了承ください。 (納期限に引き落としができるようにすでに金融機関に依頼を行っている場合があります)																	
(2) 当申請書を受付した後、四国中央市から貴社への「市県民税 特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、その通知書にて特別徴収を開始してください。(個人用の通知書は必ずご本人様にお渡しください。) (3) 申請書を提出した後は、納期未到来分の普通徴収税額は納付しないようにご本人様にお伝えください。 (4) ご本人様の普通徴収分が、何期まで納付が不明な場合は記載不要です。																	
				<table border="1"> <tr> <th>当申請書の受付日</th> <th>特別徴収に切替できる納期</th> </tr> <tr> <td>～6月末日</td> <td>1～4期</td> </tr> <tr> <td>～8月末日</td> <td>2～4期</td> </tr> <tr> <td>～10月末日</td> <td>3～4期</td> </tr> <tr> <td>～1月末日</td> <td>4期のみ</td> </tr> </table>				当申請書の受付日	特別徴収に切替できる納期	～6月末日	1～4期	～8月末日	2～4期	～10月末日	3～4期	～1月末日	4期のみ
当申請書の受付日	特別徴収に切替できる納期																
～6月末日	1～4期																
～8月末日	2～4期																
～10月末日	3～4期																
～1月末日	4期のみ																

1 特別徴収を開始される事業所様の氏名(名称)、フリガナ、所在地、法人番号(個人番号)、指定番号、本届出書を作成した方の連絡先を記入します。

2 従業員様の氏名、生年月日、住所を記入します。
 ※受給者番号は事業所様で特別徴収事務で管理する場合に設定いただけます。(任意)

3 いつから特別徴収を開始するか事業所様の状況に合わせて記入ください。
 当市では、毎月月初と中旬に変更通知を送付しております。
 (例) 8月中旬に提出があった場合、9月初旬に通知。

また、当市に本申請書を提出された時点で、普通徴収の納期限を過ぎている税額分については特別徴収に切替できませんのでご注意ください。
 (例) 9月に提出があった場合、普通徴収の1期・2期は切替不可。

4 特別徴収する税額に変更があり、納入書の再発行をご希望の場合は「納入書の再発行希望」とご記入ください。
 その他お伝えしたいこと等ありましたら、ご記入をお願いします。

特別徴収税額通知について 電子データによる受け取りを希望する場合

※eLTAXで給与支払書を提出時に、電子データでの受取を希望した事業所が対象です。

・eLTAXで「市県民税 特別徴収への切替申請書」を提出してください。
 なお、書面で提出いただいた場合、特別徴収税額通知を書面で送付します。

・「市県民税 特別徴収への切替申請書」の備考欄に「電子通知(特別徴収義務者用・納税義務者用) 希望」及び「メールアドレス」を記入してください。

・受給者番号を必ず記入してください。

給与所得者異動届出書

給与支払報告書
特別徴収 に係る

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合は、すみやかに必ず提出してください。

※市記入欄	年度	処理日	SC

(宛先) 四国中央市長 年 月 日		(特別徴収義務者) 給与支払者	氏 名 (名称)	〒	個人番号又は法人番号												
			所在地		特別徴収義務者 指定番号												
					連絡先の氏名及び電話番号	課 係 氏名 電話番号											
給与所得者（異動者）					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月 (イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年月日	異動の 事 由 □欄に✓を記入	異動後の未徴収 税額の徴収方法 □欄に✓を記入	1月1日以後 退職時までの 給与支払額						
個人番号 (マイナンバー)					円	月 分 から 月 分 まで 円	円	年 月 日	☐ 退職 ☐ 転 勤 ☐ 休 職 ☐ 死 亡 ☐ その他 ()	☐ 特別徴収 継続……………A欄へ ☐ 一括徴収…B欄へ ☐ 普通徴収…C欄へ (本人が納付する)	円 控除社会 保険料額 円						
フリガナ			生 年 月 日	T S H 年 月 日													
氏 名																	
現 住 所	給与の支払を受けなくなった後の住所																

未徴収税額(ウ)の徴収方法について、該当するA・B・Cいずれかを必ず記入してください。

A 新しい勤務先(転勤先等)		特別徴収義務者指定番号			
所在地	〒				
フリガナ					
名 称					
担当者		電話			
月割額 _____円を _____月分(____ 月 ____ 日納期) から徴収するよう連絡済です。		特記事項			

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。	
※異動日が1月1日から4月30日までの場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。	
次のいずれかの□欄に✓を記入	
☐ 異動日が6月1日から12月31日までの間で、異動者からの申出があったため。	
☐ 異動日が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。	
一括徴収した税額 _____円は _____月分(____ 月 ____ 日納期) で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)を本人が支払います。 (市役所から本人に通知)	
次のいずれかの□欄に✓を記入	
☐ 異動日が6月1日から12月31日までの間で、異動者から一括徴収の申出がないため。	
☐ 異動日が1月1日以後で、未徴収税額(ウ)を超える給与または退職手当等の支払がないため。	

通信欄	
-----	--

市県民税 特別徴収への切替申請書

※市記入欄				年度	処理日	SC								
(宛先) 四国中央市長 年 月 日	(特別徴収義務者 給与支払者)	フリガナ		個人番号又は 法人番号										
		氏 名 (名称)		特別徴収義務者 指定番号										
		所 在 地	〒	担当者の 氏名 及び 電話番号	課 係 氏名 電話番号									

(納税義務者 給与所得者)	受給者番号		個人番号 (マイナンバー)			左記の者について、普通徴収分の 期まで納付済。
	フリガナ					
	氏 名		生年月日	昭和・平成	年 月 日	特別徴収分の 月分（ 月 日納期） から徴収し、納付します。
	現住所	☐ 四国中央市				
	1月1日時点 での住所	☐ 同上				

通信欄	
-----	--

申請にあたっての注意事項											
(1) 本書到着時点で納期限を過ぎている普通徴収税額分につきましては、特別徴収への切替はできません。 必ずご本人様で納付してください。※右記参照 また、口座振替のご登録がある場合、納期限前でも切替ができない場合がございます。ご了承ください。 (納期限に引き落としができるようにすでに金融機関に依頼を行っている場合があるため) (2) 当申請書を受付した後、四国中央市から貴社への「市県民税 特別徴収税額の変更通知書」を送付いたします ので、その通知書にて特別徴収を開始してください。(個人用の通知書は必ずご本人様にお渡しください。) (3) 申請書を提出した後は、納期未到来分の普通徴収税額は納付しないようにご本人様にお伝えください。 (4) ご本人様の普通徴収分が、何期まで納付か不明な場合は記載不要です。	<table><tr><td>当申請書の受付日</td><td>特別徴収に切替 できる納期</td></tr><tr><td>～6月末日</td><td>1～4期</td></tr><tr><td>～8月末日</td><td>2～4期</td></tr><tr><td>～10月末日</td><td>3～4期</td></tr><tr><td>～1月末日</td><td>4期のみ</td></tr></table>	当申請書の受付日	特別徴収に切替 できる納期	～6月末日	1～4期	～8月末日	2～4期	～10月末日	3～4期	～1月末日	4期のみ
当申請書の受付日	特別徴収に切替 できる納期										
～6月末日	1～4期										
～8月末日	2～4期										
～10月末日	3～4期										
～1月末日	4期のみ										

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

四国中央市長 様 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏 名 (名称)		法人番号	
				特別徴収 義務者 指定番号	
		所 在 地	〒	連絡先の 氏名 及び 電話番号	氏名 電話番号

※所在地、名称（氏名）欄には、誤読をさけるため必ずフリガナを記入してください。
※変更項目のみ記入してください。

変更年月日

年 月 日

事 項	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
名 称 (氏 名)	☐ 同上		
フリガナ			
所 在 地	☐ 同上	〒	
電話番号			
変更理由 (該当する項目を○で 囲んでください)	1 名称（氏名）の変更・法人化 2 住所又は所在地の変更 3 送付先の変更 4 合併・分割による変更 5 その他（ ）	合併・分割後の 指定番号 (該当する項目を○で 囲んでください)	1 従来の指定番号をそのまま使用する 2 合併・分割先の指定番号を使用する 3 新規に指定番号を取得する (※2, 3を選択した場合は給与所得者異動届を別途提出してください。)
備 考			

